

議案第27号

阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和7年3月26日提出

議会運営委員会委員長 牟 田 学

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年阿久根市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。